

【小規模多機能型居宅介護 じやすみん鹿浜】 重要事項説明書

当事業者はご契約者に対して指定地域密着小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り
説明いたします。

当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援・要介護」と認定された
方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

目次

1 事業者.....	2
2 事業所の概要.....	2
3 事業の目的と運営方針.....	2
4 居室等の概要.....	3
5 事業実施地域、営業時間、定員等.....	3
6 職員の配置状況.....	4
7 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	5
8 小規模多機能型居宅介護計画について.....	9
9 運営推進会議の設置.....	9
10 協力医療機関、バックアップ施設.....	9
11 非常災害時の対策.....	9
12 緊急時の対応方法.....	10
13 虐待の防止について.....	10
14 身体拘束について	10
15 秘密保持と個人情報保護について	11
16 苦情の受付について	11
17 利用にあたって留意事項	12
18 心身状態の把握	12
19 保健医療サービス、福祉サービスの連携.....	13
20 サービス提携の記録	13
21 地域との連携の取り組み.....	13

* この重要事項説明書は、厚生労働省令第34号（平成18年3月14日）第88条により準用する
第9条の規定にもとづき、利用申込者または、その家族への重要事項説明のために作成したものです。

1 事業者

事業者（法人名）	有限会社 アウトソー
法人所在地	〒123-0841 東京都足立区西新井7丁目10番14号
電話番号及びFAX番号	電話 03-6904-4481 FAX 03-6904-4482
Eメールアドレス	baba.jasmine@nishiari.com
代表者氏名	代表取締役 馬場 義和
設立年月日	平成13年9月 4日

2 事業所の概要

事業所の種類	指定地域密着小規模多機能型居宅介護（指定地域密着介護予防小規模多機能型居宅介護）事業所 平成19年9月1日開設 事業所番号 1392100101
事業所の名称	じやすみん鹿浜
事業所の所在地	〒123-0874 東京都足立区鹿3丁目17番23号
電話番号及びFAX番号	電話 03-3854-4121 FAX 03-3854-4124
事業所責任者（管理者）	大久保信之 根崎理香子
開設年月日	平成19年9月1日

3 事業の目的と運営方針

事業所の目的	住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、宿泊サービス、訪問サービスを柔軟に組み合わせて、サービスを提供します。
当事業所の運営方針	* 近くから歩いて来られる方、送迎が可能な距離にある方に楽しく利用していただく。 * 買物、洗濯、掃除など可能な限り家事に参加し、いつまでも健康を保つていただく。 * 楽しい食事、レクレーションを通し、仲間を作っていただけます。 * スタッフ全員で皆様の支援をいたします。

4 居室などの概要

当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。宿泊サービスの際に利用される居室は個室ですが、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況により、ご希望に添えない場合もあります。

宿泊室	個室6室 リビング1
食堂	ダイニングテーブル4セット
居間	ソファー、テーブル、液晶テレビ、空気清浄機
トイレ	2ヶ所（1ヶ所は車椅子使用可）
浴室	共有1ヶ所（浴槽1ヶ所）
台所	専用（システムキッチン、冷蔵庫、食器棚、電子レンジ）

*上記は、厚生労働省が定める基準により、指定小規模多機能型居宅介護事業所に必置が義務付けられている施設・設備です。

5 事業実施地域、営業時間、定員等

通常の事業実施地域	足立区 *原則として他地域の方は当事業所のサービスを利用出ません。
営業日	営業日 年中無休
営業時間	営業時間 365日 0:00~24:00 通いサービス 月~日 6:00~21:00 訪問サービス 隨時 宿泊サービス 月~日 21:00~6:00 *受付・相談については、通いサービスの営業時間と同様です。
登録定員	25名（通いサービス定員15名・宿泊サービス定員6名）

6 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

主な職員の配置状況（職員の配置については、指定基準を遵守しています。）

職種	常勤	非常勤	指定基準	職務内容
ホーム長	1名			事業内容調整（兼務）
管理者	1名		1名	サービス提供責任・介護職員の指導
介護支援専門員	1名		1名	サービスの調整・相談業務
介護職員	8名	4名		日常生活の介護・相談業務
看護職員	1名		1名	健康チェック等の医療業務
運転手		2名		送迎

主な職種の勤務体制

職種	勤務体制
ホーム長	9：00～18：00
管理者	9：00～18：00
介護支援専門員	9：00～18：00
介護職員	9：00～18：00 10：00～19：30 17：00～10：00 その他、利用者の状況に対応した勤務時間を設定します。
看護職員	9：00～18：00

7 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約に対して以下の2つのサービスを提供します。

①	[利用料金が介護保険から給付される場合] 介護保険の給付対象となるサービス *契約書第4条参照*
②	[利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合] 介護保険の給付対象とならないサービス *契約書第5条参照*

① 介護保険の給付対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の9割～7割が介護保険から給付され、利用者の自己負担は費用全体の1割～3割の金額となります。各サービスを具体的にそれぞれどのような頻度・内容で行うかについては、ご契約者と協議の上、小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

《 サービスの概要 》

通いサービス	食事	食事の提供及び食事の介助をします。 調理場で利用者が、準備・調理等を行うことも心がけます。
	排泄	利用者の状況に応じ、適切な介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
	入浴	入浴または清拭を行います。 衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身介助を行います。 入浴サービスの利用は任意です。
	機能訓練	利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
	健康チェック	血圧測定・体温測定等、利用者の健康状態の把握に努めます。
	送迎	利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

訪問サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。 ○サービス実施のための必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。 ○訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。 <ul style="list-style-type: none"> ・医療行為 ・飲酒及び利用者又はその家族等の同意なしに行う喫煙 ・利用者又はその家族等からの金銭又は高価物品の授受 ・利用者又はその家族等に対して行う宗教活動、政治活動営利活動 ・利用者又はその家族等に行う迷惑行為
宿泊サービス	事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

《 サービス利用料金 》 *契約書第5条参照*

- 通い・訪問・宿泊（介護費用分）すべてを含んだ月単位の包括費用額

利用料金は、1ヶ月の包括費用（月定額）です。

下記の料金表のように、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から、介護保険給付金額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。

料金表

介護度	負担割合	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
料金		116,083円	170,607円	248,184円	273,914円	302,019円
自己負担	(1割)	11,609円	17,061円	24,819円	27,392円	30,202円
	(2割)	23,217円	34,122円	49,637円	54,783円	60,404円
	(3割)	34,825円	51,183円	74,456円	82,175円	90,606円

介護度	負担割合	要支援1	要支援2
料金		38,295円	77,382円
自己負担額	(1割)	3,830円	7,739円
	(2割)	7,659円	15,477円
	(3割)	11,489円	23,215円

- ・月ごとの包括料金のため、利用者の体調不良や状態の変化等により、小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、多かった場合どちらでも、日割りでの割引または増額はしません。入院中であっても同様とします。
- ・月途中から登録した場合、又は月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りし料金をお支払いいただきます。尚、この場合の「登録日」とは、利用者と当事業者が契約を締結した日ではなく、サービスを実際に利用開始した日を指し、「登録終了日」とは、利用者と当事業者の利用契約を終了した日を指します。

- ・利用者が、まだ要介護認定を受けていない場合・介護保険料の滞納がある場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。区の介護保険課へ提出すると償還されます。
- ・利用者に提供する食事および宿泊にかかる費用は別途いただきます。(次項②参照)
- ・介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

○ 初期加算（1日あたり）

小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として下記のとおり加算分の自己負担が必要になります。30日を超える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様です。

料金表

料金	負担割合	初期加算（30日）
料金		9,990円
自己負担額	(1割) (2割) (3割)	999円 1,998円 2,997円

○ 認知症加算Ⅰ、認知症加算Ⅱ（1か月あたり）

小規模多機能型居宅介護事業所は日常生活に支障をきたす恐れのある症状または行動が認められることから、認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ以上については認知症加算Ⅰを、要介護2であって認知症高齢者の日常生活自立度がⅡについては認知症加算Ⅱを算定して加算分の自己負担が必要です。

別に、足立区独自の認知症加算があります。

料金表

加算区分	負担割合	認知症加算Ⅰ	認知症加算Ⅱ	市町村独自加算6
料金		8,880円	5,550円	3,330円
自己負担額	(1割) (2割) (3割)	888円 1,776円 2,664円	555円 1,110円 1,665円	333円 666円 999円

○ 看護職員配置加算Ⅰ（1か月あたり）

小規模多機能型居宅介護事業所は、常勤の正看護師を配置した場合は看護職員配置加算Ⅰを、准看護師を配置した場合は加算Ⅱを看護職員を、常勤換算方法で1名以上配置している場合は看護職員は一時加算Ⅲを算定して、加算分の自己負担が必要です。

料金表

加算区分	負担割合	看護職員配置加算Ⅰ	看護職員配置加算Ⅱ	看護職員配置加算Ⅲ
料金		9,990円	7,770円	5,328円
自己負担額	(1割) (2割) (3割)	999円 1,998円 2,997円	777円 1,554円 2,331円	533円 1,066円 1,599円

○ サービス提供体制加算Ⅲ

小規模多機能型居宅介護事業所の従業者のうち常勤職員の占める割合が60%以上である場合にはサービス提供加算Ⅲを算定して加算分の自己負担が必要です。

料金表

加算区分	負担割合	サービス提供 体制加算Ⅲ
料金		3,885 円
自己負担額	(1割)	389 円
	(2割)	777 円
	(3割)	1,166 円

○ 介護職員処遇改善加算Ⅲ（1か月あたり）加算の取得状況で条件により変わります、

厚生労働省の定める基準に適合している介護職員の賃金の改善を実施していると区へ届けている事業所の加算の自己負担が必要です。

料金表（参考）

介護度	負担割合	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
料金		7,492 円	12,698 円	19,003 円	26,950 円	37,784 円	41,236 円	44,999 円
自己負担	(1割)	750 円	1,270 円	1,901 円	2,695 円	3,779 円	4,124 円	45,000 円
	(2割)	1,499 円	2,540 円	3,801 円	5,390 円	7,557 円	8,248 円	9,000 円
	(3割)	2,248 円	3,810 円	5,701 円	8,085 円	11,336 円	12,371 円	13,500 円

○ 総合マネジメント体制強化加算

利用者が在宅での生活を無理なく継続できるよう、積極的な連携体制整備に係る評価を算定する。

料金表

介護度	負担割合	総合マネジメント強化加算Ⅰ	総合マネジメント強化加算Ⅱ
料金		13,320 円	8,880 円
自己負担	(1割)	1,332 円	888 円
	(2割)	2,664 円	1,776 円
	(3割)	3,996 円	2,664 円

○ 見取り連携体制加算

小規模多機能型居宅介護事業所において見取り期におけるサービス提供を行った場合、死亡日以前 30 日に 対して算定する。

料金表

加算区分	負担割合	見取り連携体制加算III
料金		21,312 円
自己負担額	(1割) (2割) (3割)	2,132 円 4,263 円 6,394 円

○ 科学的介護推進体制加算 LIFE（令和3年7月より）

科学的介護情報システム LIFE は、自立した日常生活を支援することを理念とした制度です。科学的手法 元づく分析を進め（現場からの収集、蓄積及び分析）データー提出とフィルドバック情報の活用により評価と科学的介護の取り組みを推奨する。

料金表

加算区分	負担割合	科学的推進体制加算
料金		444 円
自己負担	(1割) (2割) (3割)	44 円 89 円 134 円

② 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担になります。

《 サービスの概要と利用料金 》

食事の提供（食事代）	ご契約者に提供する食事に要する費用です。 朝食 350 円 昼食（おやつ代を含む）650 円 夕食 600 円
宿泊に要する費用	一泊 1,500 円
事業実施地域以外の送迎費及び交通費	通常の実施地域以外のご契約者に対する送迎費及び交通費です 1 kmあたり 100 円
おむつ代	リハビリパンツ 1枚 100 円 尿取パット 1枚 50 円
レクリエーション、クラブ活動	ホームが主催する行事や、ご契約者様の希望により、レクリエーションやクラブ活動等を行います。ご利用者様には参加していただくことが出来ます。 材料費等実費をいただくことがあります。

② 利用料金のお支払い方法

前記①、②の料金・個人負担費用は、1ヶ月ごとに計算し請求します、契約者様の預金口座から自動引き落としとなります、決済日は翌月 8 日となります。

(日本システム収納の手続きが必要です)

現金にてお支払いを希望される方には、翌月 5 日までにお支払いください。

尚、事情により銀行振り込みを希望される場合は、下記口座へ

【銀行振込みの場合】	朝日信用金庫 西新井支店 普通預金 口座番号 0328151
口座名	有限会社アウトソー 代表取締役 馬場 義和

④ 利用料の中止・変更・追加 <契約書第 5 条参照>

- 利用予定日の前に、ご契約者のご都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止、または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することが出来ます。この場合は原則として、サービス実施日の前日までに事業者に申し出てください。

- ①の介護保険給付対象サービスについては、利用料金が 1 ケ月ごとの包括費用（定額）のためサービスの利用回数等を変更された場合も、1 ケ月の利用料金は変更されません。

ただし、②の介護保険給付対象外サービスについては、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止を申し出た場合、取消料として下記料金をいただく場合があります。ご契約者の体調不良等、正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日前日までに申し出がある場合 無料

利用予定日前日までに申し出がない場合 当日利用料金（自己負担相当額）の 50%

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼動状況により契約者の希望する日時にサービス提供が出来ない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

8 小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、利用者と協議の上で小規模多機能型居宅介護計画を定め、また、その実施状況を評価します。計画の内容および評価結果等は書面に記載して利用者に説明のうえ交付します。

9 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告とともに、その内容等についての評価、要望、助言をうけるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

委員の構成	・利用者 ・市町村職員 ・小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等	・利用者の家族 ・地域包括支援センター職員 ・地域住民の代表者
開催時期	2ヶ月に1回開催します。	
会議録	運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。	

10 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

東京ほくと医療生活協同組合 鹿浜診療所	所在地 東京都足立区新田2-4-15 電話 03-3912-8491
社会医療法人昭愛会 水野記念病院	所在地 東京都足立区西新井6-32-10 電話 03-3898-8080
医療法人健秀会 みわ歯科クリニック	所在地 東京都足立区入谷2-2-1 電話 03-5691-5489
社会医療法人昭愛会 水野介護老人保健施設	所在地 東京都足立区西新井6-24-13 電話 03-3898-0022

11 非常災害時の対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
災害対策に関する担当者 防火管理者（高橋淳一）
- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ 災害があっても事業が継続できるように、地震災害、浸水災害、感染署による災害の事業継続化計画「BCP計画」を作成し、定期定期に机上訓練と職員への周知図ります。

別途定める消防計画に則って対応を行います。また、避難訓練を年2回、利用者も参加して行います。

非常災害時の対応方法	事業所内緊急連絡体制の確立 関係機関への通報 従事者の役割分担
平常時の訓練等	従事者の火の始末の点検 防火管理者のチェック
消防計画等	消防署への届け出 防火管理者 高橋淳一
防犯防火設備 避難設備等の概要	・住宅用自動火災報知器 ・消火器 ・誘導灯 ・スプリンクラー ・ガス漏れ探知機 ・非常用照明 ・消防用非常通報

1.2 緊急時の対応方法

事故発生時や利用者の体調悪化時の緊急時の対応方法	容体の確認と応急処置を行う 119番するとともに主治医へ連絡して指示を受ける ご家族へ連絡する
主治医	利用者の主治医
	所属医療機関名
	所在地 電話番号
家族等	①緊急連絡先のご家族等
	住所 電話番号
	②緊急連絡先のご家族等
	住所 電話番号

1.3 虐待防止について（契約書第6章19条 虐待防止の取り組み参照）

事業者は、利用者的人権の擁護、虐待防止等の為に、次にあげるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者

- ② 成年後見制度の利用を支援します。
③ 苦情解決体制を整備しています。
④ 従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施しています。
⑤ 年2回

1.4 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に身体拘束は致しません。但し自傷他害等のおそれがある場合等、利用者本人又は他人の生命、身体に対して危険が及ぶことが考えられる時には、利用者に対して説明し同意を得たうえで次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。

その場合は、利用者ご家族様に説明して、同意書をとります。

身体拘束を行った日時理由及び態様等について記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくして行くための取り組みを、積極的に行っていきます。

- ① 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命、身体に対して危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- ② 非代替性・・・身体拘束以外に利用者本人または他人の生命、身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- ③ 一時性・・・利用者本人他人の生命、身体に対して危険が及ぶことが無くなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

1.5 秘密保持と個人情報について

<利用者及びその家族に関する秘密の保持について>

- ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報保護に関する法律」「個人情報保護に関するガイドライン」及び「医療、介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドラン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及び家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ 又、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約終了した後においても継続します。
- ④ 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者で亡くなった後においても、その秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

<個人情報の保護について>

- ① 事業者は、利用者や利用者家族から改め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- ② 事業者は、利用者、利用者家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの、電磁的記録を含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、又処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとする。
- ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。

1.6 苦情の受付について（契約書第18条参照）

○当事業所における苦情の受付 介護支援専門員 吉川ひで子
受付時間 月～金 8：30～17：30

○行政機関その他苦情受付窓口

- ・足立区介護保険課 03-3880-5111
- ・権利擁護センターあだち 03-5813-3551
- ・国民健康保険団体連合会 03-6238-0177

1.7 サービス利用にあたっての留意事項

- ① サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- ② 事業所内の設備や器具は、本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合は、弁償していただく場合があります。
- ③ 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- ④ 持金品は、自己の責任で管理してください。
- ⑤ 事業所内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

1 8 心身状況の把握

サービス利用の提供にあたっては、開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況の把握に努めます。

1 9 保健医療サービス、福祉サービスとの連携

- ① サービス提供に当たり、保健医療、福祉サービスの提供者との密接な連携に努めます。
- ② サービスの提供の開始に際し居宅サービス計画書の写しを利用者の同意を得たうえで保健医療や支援事業所にすみやかに送付します。

2 0 サービス提供の記録

- ① サービス提供実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は提供した日から5年間保存ます。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧および複写物の交付を請求することができます。

2 1 地域との連携の取り組み

当事業所では周辺住民のご協力を得て、利用者とともに生活をしていくように連携を図ります。

- ① 事業所で主催する行事において、地域住民の方の積極的な参画に向けて、日ごろからネットワークづくりを行う。
- ② 地域でのお祭りなどの行事には、運営委員として職員を派遣して、利用者には行事を楽しんでいただいて、地域との交流を図る。
- ③ 避難訓練、消防訓練に地域の住民と、地元消防署と消防団の協力をすすめる。
- ④ 食料品や日用品のお買いもの、床屋や花屋さんやそば屋さんの利用を通じて地域との交流をはかる。また、行方不明が出た場合の捜索ネットワークとして活用させていただく。
- ⑤ 中学生・高校生の職場体験活動の場として、見学として事業所を提供する。
- ⑥ ボランティアの受け入れを行う。
- ⑦ やすらぎ支援員やあんしん専門員の活動を行う。

令和 年 月 日

指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面にもとづき重要事項の説明を行いました。

小規模多機能型居宅介護 じやすみん鹿浜

説明者氏名 印

私は、本書面にもとづいて、事業者から重要事項の説明を確かに受け、指定地域密着小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に同意しました。

利用者住所

利用者氏名 印

家族代筆住所

氏 名 印